

1 学校経営

「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営

【方向性】

本県では、令和3年の2月に「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定し、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」を基本理念に掲げ、「6つの基本目標」及び「20の基本施策」を示した。各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育活動の中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に努めることが一層求められる。

その際、各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。

【課題】

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施

各学校においては、これまでの取組を生かしつつ、地域や学校及び児童生徒の実態、心身の発達の段階や特性等を考慮し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成のため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現と充実に努めることが求められる。

(2) 組織の活性化と教職員の専門性の向上

教職員一人一人が居がいとやりがいをもって学校経営に参画するためには、学校組織マネジメントの視点から、教職員の資質・能力を生かした組織編成や職務内容の明確化と共通理解、ミドルリーダーの育成やOJTを中心とした若手教員の育成、教職員評価を生かした個々への働きかけ、業務改善等を目指した働き方改革の推進などが重要である。

また、チームによる指導案の検討・作成やワークショップ型授業研究会などの校内研修の充実に図り、校種や教科を越えた共同研究を設定するなどして教職員の指導力の向上に努めることが求められる。

(3) 学校評価を生かした学校づくりの推進

各学校は、教育活動やその他の学校運営について、児童生徒や教員に対するアンケート等を含む自己評価と、自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表する必要がある。その際、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することが求められる。

・芳賞の教育 HP版 Q&A集 学校経営 H23

「Q1 学校評価を学校運営の改善につなげるためのポイントは何か。」参照

(4) 教職員のサービスの厳正

信頼される学校づくりの推進に向けて、現職教育等の機会をとらえ、「懲戒処分の基準」「教職員の信頼確保に向けて—不祥事防止のための事例集—」等の資料を参考に、具体的な情報提供及び研修を通して教職員のさらなる意識化を図り、サービスの厳正により一層努めることが大切である。

とりわけ各種の情報のデータベース化に伴う情報管理については、細心の注意を払い、個人情報情報の持ち出しや外部流出の予防に努めることが求められる。

(5) 危機管理の徹底

安全管理に関する校内体制の整備については、「危険等発生時対処要領」の見直しとともに、全教職員で共通理解の徹底を図り、実際の場面を想定し、その対処法を検証するなどの研修の場を設け、教職員の意識の高揚と対応力の向上に努めることが大切である。また、児童生徒の日常生活全般における自らの安全確保や危険を予測・回避できる能力を育成するために、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について、計画的・継続的な指導の充実に努めることが求められる。

これらの取組に加え、各学校においては、児童生徒の安全確保の視点から、関係諸機関及び保護者や地域との連携を一層強化することが必要である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「服務規律の徹底と不祥事の撲滅を目指して」	R05.3	県教委
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」(2021▶2025)	R03.2	県教委
・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」	H31.3	文科省
・「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」	H29.7	文科省
・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」	H29.3	文科省
・「学校評価ガイドライン〔平成28年改定〕」	H28.3	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「栃木県教職員懲戒処分の基準」(令和2年12月1日適用)	H16.6	県教委

2 学習指導

豊かな学力を育成する学習指導

【方向性】

学習指導要領では、確かな学力を育成する上で「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。」が大切であると示された。

資質・能力の三つの柱の育成がバランスよくできるよう、各学校においては、指導の重点化や、少人数や習熟度別学習等、児童生徒の学習状況や個に応じた指導を工夫することによって、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることが求められる。さらには、習得した知識及び技能を活用して課題を解決していく探究活動を、総合的な学習の時間を中心に質的に充実させることなどにより、思考力、判断力、表現力等を育成することが必要である。また、主体的に学習に取り組む態度の育成、学習習慣の確立のために、意図的・計画的な指導計画の下に、児童生徒が主体的に学習に取り組むための学業指導の充実と、保護者への啓発等、家庭との連携を行うことが重要である。

【課 題】

(1) 生きて働く「知識及び技能」の習得

生きて働く知識及び技能を習得させるために、全ての児童生徒が各学年で身に付けるべき基礎的・基本的な知識及び技能等を扱った「とちぎっ子学習状況調査復習教材」の「ドリル」や「フォローアップ」等の問題を活用し、学年や発達の段階、個々の学習状況や個に応じた指導を工夫することが大切である。また、分かる授業を展開するとともに、他の学習や生活の場面で活用できる知識及び技能が習得されるような学習過程の工夫・改善が求められる。

(2) 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

思考力、判断力、表現力等を育むためには、各教科において、基礎的・基本的な知識及び技能を活用するため、記録、要約、説明、論述等の言語活動を充実させること、そして、それらを生かして、総合的な学習の時間を中心として行われる教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に発展させることが重要である。自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したりするなどして、集団としての考えを形成していく学習活動の工夫を図る必要がある。ウェブサイト学力向上アーカイブに掲載されている「パワーアップシート（とちぎっ子 Ver.、全国 Ver.）」等を効果的に活用し、身に付けさせたい力を再確認することも大切である。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

主体的に学習に取り組む態度の育成のためには、児童生徒が分かる喜びを実感したり、学ぶ意義を認識したりできるような学習活動の充実を図ることが求められる。児童生徒が見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れることにより、自ら学ぶ態度を育むことが求められる。「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレットを参照されたい。さらに、「家庭でできる学力アッププロジェクト」（保護者用リーフレット）を活用し、家庭学習の意義を伝えたり、宿題を活用して家庭学習の習慣を身に付けさせ、それを自主学習につなげさせたりするなどして、学習習慣の確立を図ることが必要である。

また、「学業指導」の充実を図り、互いに高め合える学級づくり、学びに向かう集団づくりに努めるとともに、児童生徒が意欲的に取り組める授業づくりをすることが必要である。そのために、①自信をもたせる授業、②コミュニケーション能力を育む授業、③一人一人の実態に配慮した授業、を実践することが大切である。

(4) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

確かな学力の育成は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものである。「主体的な学び」「対話的な学び」

「深い学び」の視点に立った授業改善を行うためには、各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とし、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか等を考え、実現に努めることが大切である。深い学びの鍵として、各教科等における「見方・考え方」を働かせ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する必要もある。

(5) 指導に生かす評価

学習評価については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図ることが大切である。目標に準拠した評価による「観点別学習状況の評価」については、指導や支援に生かすことに重点を置き、記録に残す評価の場面を精選する必要がある。評価補助簿を適切に活用したり、評価による指導を振り返ったりして、児童生徒の学習状況を適切に評価するよう留意する。また、妥当性、信頼性をより高めた学習評価になるよう、評価規準や評価方法等について、一層の共有化を図り、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。学年や学校段階を越えて、児童生徒の学習状況が円滑に接続され、その後の指導に生かされるよう、学校全体で一貫した方針の下、学習評価に取り組むよう努める。

(6) カリキュラム・マネジメントの充実

① 教科等横断的な視点からの資質・能力の育成

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程の編成を図るようすることが大切である。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）と現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成が図れるよう、教科等横断的な視点により適切な指導を行うことが重要である。

② 学習指導の検証改善サイクルの構築

各校で作成した学習指導計画は、前年度の取組を踏まえて改善する必要がある。その際には、「とちぎっ子学習状況調査」や「全国学力・学習状況調査」等の各種調査結果を十分に活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して課題を明確にすることが重要となる。また、「学力向上改善プラン・レポート」等を活用し、学校独自の学習指導における検証改善サイクルを確実に構築・運用し、教師一人一人の指導力の向上に努めることが大切である。

③ 学習環境の整備・充実

教育課程の実施に当たっては、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、人材や予算、時間、情報などの人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせ、学習指導の質の向上に努めることが大切である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「家庭でできる学力アッププロジェクト」(保護者用リーフレット)	毎年	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(中)」	R02.12	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(小)」	R02.7	県教委
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」	R02.3	国研
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(実践編)」	H31.3	総教セ
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(理論編)」	H30.3	総教セ
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～Vol.2」	H30.3	県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～言語活動の充実を図る3つの提案～」	H28.12	県教委
・「パワーアップシート」	H27.12	～ 県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～」	H27.11	県教委
・「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレット(改訂版)	H25.3	総教セ
・「学業指導の充実に向けて」	H24.3	県教委
・「言語活動の充実に関する指導事例集(小学校版・中学校版)」	H23.10	文科省

3 道徳教育

児童生徒の心に響く道徳教育

【方向性】

道徳教育は、児童生徒一人一人が、人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して、自己の生き方や未来について考えたり、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について自覚を深めたりして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を主体的に身に付けていくためのものである。

各学校においては、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整備すること、全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をしっかりと押さえた指導を行うこと、家庭や地域社会との連携を図りながら、児童生徒の心に響く道徳教育を進めることが大切である。特に、道徳教育の要（かなめ）としての「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）の重要性を深く認識し、魅力的で多様な授業を展開できるよう、教師の指導力を高める必要がある。

【課題】

（1）全教育活動を通しての道徳教育の充実

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて行うものであり、各教科等の特質に応じ、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うことが大切である。

まずは、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制を整備し、全教職員が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成・充実を図ることが求められる。また、全体計画に、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものや道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを、別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものにすることが求められる。

さらに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係の構築、学校や学級の環境整備の充実を図ったりすることも大切である。

（2）豊かな体験活動の充実といじめの防止

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験活動を生かし、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることが大切である。日常生活や各教科等において、自らの生き方に関わる体験活動の充実を図り、道徳科の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の一層の自覚を深めるなど指導の工夫が望まれる。

また、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特性を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが必要である。

（3）道徳科における道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

道徳科の指導では、導入、展開、終末の一般的な指導の過程を基本としながらも、児童生徒一人一人が道徳的価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己（中学校では、人間として）の生き方についての考えを深めることで、児童生徒が主体的に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けられるような授業の充実が望まれる。

また、道徳教育推進教師を中心に、校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの指導、養護教諭や栄養教諭の協力など、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりを推進し、道徳科の指導体制の充実を図ることが必要である。

（4）家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実

道徳科の授業を公開したり、教え育てる道徳教育」指導資料の「ふるさととちぎの心（栃木県郷土資料集）」等を活用した授業を実施したり、地域教材の開発や活用をしたりする際に、保護者や地域の人々に積極的に参加を求め協力を得るなど、相互の連携を深めることが大切である。

また、学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、児童生徒の発達段階に応じて、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成等の内容を家庭にも啓発していくことが考えられる。

【参考資料】

・「令和6（2024）年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「栃木県道徳教育ハンドブック」	R02.3	県教委
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（中学校段階）」	R02.3	総教セ
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（小学校段階）」	H31.3	総教セ
・「学習指導要領（平成27年3月一部改正）対応『教え育てる道徳教育』」	H29.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（小学校編）」	H27.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（中学校編）」	H26.3	県教委
・「教え育てる道徳教育資料集 『とちぎの子どもたちへの教え』指導事例集」	H25.3	県教委

4 特別活動

「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力を育む特別活動

【方向性】

特別活動では、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力の育成を目指す。各学校では、特別活動の目標及び各活動・学校行事の目標の達成のため、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、家庭や地域と連携を深めながら、①多様な他者と協働することの意義を理解し、行動の仕方を身に付けること ②課題を解決するために話し合い、合意形成や意思決定をできるようにすること ③身に付けたことを生かし、生活及び人間関係の向上や自己実現を図ろうとする態度を養うことが求められる。

また、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることを踏まえ、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる必要がある。キャリア・パスポートを整備・活用し、教師が対話的に関わることで、より系統的な指導が期待できる。さらに、道徳科との関連を考慮し、道徳教育の内容について、特別活動の特質に応じて適切に指導をすることが望まれる。

各学校では、学習指導要領の特別活動の改訂の趣旨を十分理解し、特別活動の全体計画や学校で定める評価の観点（以下、全体計画等という）に基づいて各活動・学校行事の年間指導計画・評価計画（以下、年間指導計画等という）を作成するとともに、特別活動の評価を工夫し、指導に生かしていく必要がある。

【課題】

（1）学級活動の指導計画の作成と話し合い活動の充実

学級活動については、特別活動の全体計画等を踏まえて「学校としての学級活動の年間指導計画等」を作成し、それを基に「学級ごとの学級活動の年間指導計画等」を作成する。

その際、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮すること、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること、各教科等との関連を踏まえ、系統立てて計画的に指導できるようにすること、児童生徒の自発的、自治的な活動を一層重視する観点から、活動内容(1)を充実させること、活動内容(2)及び(3)においても、教師の適切な指導の下、積極的な話し合い活動の充実に努めること、児童生徒の実態や発達の課題等を考慮して、指導内容の重点化及び内容間の関連や統合を図ることなどが大切である。また、「キャリア・パスポート」の活用を年間指導計画に位置付け、新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、活用を工夫する。

（2）自主的、実践的な態度を育てるクラブ活動、児童会・生徒会活動の充実

小学校におけるクラブ活動については、クラブ活動の目標が十分に達成できる授業時数、かつ、「(1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営」「(2)クラブを楽しむ活動」「(3)クラブの成果の発表」の3つの内容が効果的に行える授業時数を、年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てるのが大切である。

小学校における児童会活動では、異年齢集団による交流を通して学校の諸問題を話し合い、合意形成したことについて自分の果たすべき役割を決めて責任を果たし、協力する機会を多く設定するなど、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする必要がある。その際、教師は、児童にとって過重な負担とならないよう、また、児童の自治的な活動として任せることのできない活動の条件を明確にするなどの配慮をして指導に当たることが大切である。

中学校における生徒会活動では、小学校での児童会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要である。その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、それぞれの役割を分担し協力し合って集団活動を進めるよう、教師が適切に指導・援助することが大切である。

（3）学校行事の内容の見直しと体験的活動の充実

学校行事の指導計画については、特別活動の全体計画等を踏まえ、全教職員が関わり年間を見通した適切な年間指導計画等を作成することが大切である。さらに、それを基に行事ごとの指導計画を作成することになる。

学校行事の内容の見直しに当たっては、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、種類ごとに、行事及びその内容の重点化や、行事間の関連・統合を図るなどして、精選することが大切である。

実施に当たっては、学校・地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた様々な人々との触れ合いや、自然体験・社会体験など体験活動の充実に努め、それらを通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりする活動を工夫することが大切である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】」	R05.5	国研
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(小学校)(中学校)	R02.3	国研
・「『キャリア・パスポート』の導入に向けて～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～」	R02.1	県教委
・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(リフレット、指導資料)	H30.7、H30.12	国研
・「学習指導要領解説 特別活動編」【小学校版】【中学校版】	H29.7、H29.7	文科省

5 児童・生徒指導

自己指導能力を育てる児童・生徒指導

【方向性】

児童・生徒指導は、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うものである。そのため、特に、学びに向かう集団づくりや児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりなど、「学業指導」の充実に努めることが重要である。

また、校長のリーダーシップの下、担任や担当だけで抱え込むことなく、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進することが求められる。

【課題】

(1) 児童生徒の自己指導能力を育成する本質的な児童・生徒指導

児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えることが大切である。その際、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の視点に留意する必要がある。

(2) 全教職員の連携・協力による組織的な児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全教職員の連携・協力によって行われるものであり、児童指導主任・生徒指導主事を中心としたチーム学校として、組織的、効果的に機能する指導体制を確立することが重要である。その際、指導の方針を教職員間で共通理解するとともに、報告・連絡・相談の徹底を図り、協力して児童生徒の指導・支援に当たることが大切である。

また、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解する教育相談に努め、関係機関との連携も含めた学校教育相談体制の充実に努めることが大切である。

(3) 児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止と的確な対応

児童生徒の問題行動等には、いじめや不登校に関する対策委員会などの組織を生かし、複数の教職員で情報の共有化を図りながら指導に当たる必要がある。

特に、いじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な検証・改善によるいじめ対策の充実に努めることが重要である。また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援方法を検討し、きめ細かく柔軟に対応するとともに、魅力ある学校づくりに努めるなど、新たな不登校を生まないための取組を充実させることが求められる。

また、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネットの利用の長時間化等を踏まえ、情報端末やSNS等によるインターネットの利用に当たっては、保護者と連携して適切な指導を行い、最新の情報を基に、情報モラルの育成に努めることが重要である。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携・協働体制の充実

児童・生徒指導の充実に努めるためには、家庭や地域に対して情報を発信したり、収集したりしながら、連携・協働することが大切である。また、問題行動等への予防と対応のためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、福祉部局、異校種等）の特徴を踏まえて、実態に即した連携・協働した取組の充実に努めることも重要である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「令和6(2024)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針」	R06.3	県教委
・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」	R05.3	文科省
・「生徒指導提要」	R04.12	文科省
・「学校以外で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」	R03.3	県教委
・「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」	H31.3	県教委
・「栃木県いじめ防止基本方針」(改定)	H29.12	県教委
・「保護者向け啓発資料『親子でチェック 安心・安全インターネット』」	H29.7	県教委
・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」	H29.3	県教委
・「情報モラルの育成に関する調査研究(小・中・高・特)」	H29.3	総教委

一人一人を大切にしている人権教育

【方向性】

本県では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である人権教育を、「栃木県人権教育基本方針」（平成14年4月1日実施）に基づいて推進している。また、「栃木県教育振興基本計画2025」の基本施策の一つにも、「人権尊重の精神を育む教育の充実」が位置付けられている。

義務教育段階の学校教育における人権教育は、「豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てること」（「指導の指針」より）をねらいとしている。

各学校では、児童生徒の発達の段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を深める必要がある。その際、学校としての課題を明らかにし、児童生徒、保護者の実態と地域の実情を踏まえて教育計画を見直すとともに、教職員自らの人権意識を高め、一人一人を大切にしている教育活動を推進することが重要である。

【課題】

(1) 各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

各学校では、全ての教育活動を通じて、児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理的な矛盾に気づき、自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導（基底的指導）の充実を図ることが大切である。また、各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題について取り上げ、各教科等の目標を達成と人権教育のねらいを達成する指導（直接的指導）を計画的に実施し、直接的指導以外の全ての授業においても、各教科等の目標を達成するなかで、人権教育で育てたい資質・能力につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質・能力を育てる指導（間接的指導）に努めることが必要である。

これらの学習を進めるに当たっては、指導資料の整備・活用に努めるとともに、知識伝達型の学習に加えて、参加体験型の手法を取り入れたり、地域の教育資源を積極的に生かしたり、体験活動を取り入れたりするなど、ねらいに即して学習活動の工夫・改善を図ることが重要である。

(2) 校内研修の一層の充実と推進体制の整備・確立

教職員は高い人権意識が求められることを自覚し、人権感覚を磨き、人権意識を高めるために、校内研修を組織的・計画的に実施することが大切である。研修方法も、ワークショップなどを効果的に取り入れたり、授業研究会などを通して学習内容や方法（「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」）についての研修を実施したりするよう努める。

また、同和問題や近年顕在化している人権問題（外国人に関わる問題やインターネットによる人権侵害、児童虐待や性的指向・性自認にかかわる人権問題など）の現状についての認識を深め、適切な対応等の研修も重要となっている。

(3) よりよい人間関係の形成及びよりよい集団の構築に向けた取組の推進

人権が尊重された雰囲気や環境づくりにおいては、掲示物等の物的環境、教職員の言語環境等、学習環境づくりに努めることで、児童生徒を取り巻く環境がおのずと児童生徒の自尊感情や学習意欲の高まり、自他を大切にしている感覚及び人権意識の育成を図るよう努める。

様々な集団活動に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考え方を認め合える人間関係を形成するとともに、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるよう、指導の工夫を図ることが大切である。

(4) 家庭や地域に関する啓発の推進

学校で推進している人権教育の学習効果が高まるよう、保護者や地域の人々に対して、ホームページや授業参観等の機会を生かすなど多様な啓発活動を促進するとともに、様々な人権問題について保護者や地域の人々の意識の把握に努め、家庭や地域の実態に合った方法を工夫し、計画的、継続的な啓発活動に努める。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「人権教育指導資料『直接的指導の充実を図るための基底的指導について』」	R05.3	県教委
・「人権教育推進の手引」	R05.4	県教委
・「人権教育指導資料『様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫』」	R03.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編—』」	H31.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A』」	H29.3	県教委

7 学校体育・健康教育（学校保健、学校安全、学校給食・食育）

生涯にわたる健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育

【方向性】

近年、児童生徒を取り巻く生活環境等の変化により、体力・運動能力、保健、安全、食（給食）等に関わる様々な課題が生じてきており、児童生徒に対して、適切な意思決定や行動選択ができるような資質・能力を育むことがますます求められている。

このような現状から、明るく活力ある生活を営む態度と実践力の育成を目指し、生涯にわたる健康の保持増進、安全な生活、体力の向上及び豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育・健康教育の充実に努めることが望まれる。そのためには、体育科・保健体育科の授業の充実に努めることはもとより、健康・安全・食に関する指導の全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じた取組に努めること、体育・健康・安全・食に対する興味・関心を高め、健康の大切さの認識を深めること、自他の安全に留意させること、家庭・地域・関係機関等との連携をより一層図っていくことなどが求められる。

【課題】

（1）自己の能力に応じた日常化につながる計画的・継続的な体力づくりの推進

新体力テスト等により把握・分析した児童生徒の体力の実態を、体育・健康に関する指導の全体計画や教科経営計画等の作成に生かしたり、学校教育活動全体を通じた計画的・継続的な実践に生かしたりすることが大切である。

授業では、学習内容や学習活動に適した具体的な手立てをより明確にしたり、運動の習慣化・日常化につながる指導・支援を工夫したりする必要がある。

指導に当たっては、「何ができるようになるのか（育成を目指す資質・能力）」を明確にし、それらに応じたねらいを設定したり、学んだことを振り返ったりして学習を進めることが求められる。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるようにするために、運動や健康についての自己（小）〔自他（中）〕の課題を見付け、その〔合理的な（中）〕解決のための活動を選んだり、習得したことを学習場面に適用・応用したりする活動の充実に努めることが大切である。

その際、児童生徒の実態や発達段階、指導内容の系統性、運動量の確保、小・中・高の接続等を踏まえた年間指導計画や単元指導計画（評価計画を含む）を作成し、指導することが望まれる。

なお、小学校の運動領域及び中学校の体育分野において言語活動を意識した取組をする際には、体育科・保健体育科の特質を踏まえ、活動量を十分に確保することが大切である。

（2）心身の健康の保持増進のための学校保健

児童生徒が健康の大切さを認識し、自分の生活と健康との関わりについて、実感を伴って理解できる指導計画の作成と指導方法等の工夫をする必要がある。特に、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育及びがん教育においては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、養護教諭や関係諸機関と適切な連携を図るように努めることが大切である。

また、学校と家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康問題の解決を推進していくために、学校保健委員会や地域学校保健委員会をより一層活性化させる必要がある。

なお、学級活動（2）における保健、安全、食に関する指導については、「集団思考を生かした一人一人の意思決定」という特質を踏まえた取組が望まれる。また、体育科・保健体育科における保健領域・保健分野の指導については、事例などを用いたディスカッション、ブレーンストーミング、実習、実験、課題学習など、知識を活用する学習活動を充実させることが求められている。

（3）自他の生命尊重を基盤とした安全教育・安全管理の充実

安全教育・安全管理の充実のために、特に大切なことは以下の4点である。①自然災害による被害、不審者による被害、そして、交通事故を防止するため、家庭や地域・関係諸機関と連携した安全対策・安全教育の一層の充実に努めること、②防災教育（避難訓練等）、防犯教室、交通安全教室等を定期的に取り入れ、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力の育成に努めること、③緊急時における救急体制、連絡体制の整備等、危機管理体制の確立を図ること、④危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた教職員に対する防災訓練、防犯訓練、心肺蘇生法訓練等において、具体的なシミュレーションを取り入れた研修・訓練を定期的実施し、実施後には常にマニュアル等の改善を図ること、である。

なお、特に防災については、学校だけでは対応できないほどの甚大な被害が予想される大規模の災害が発生したり、あるいは、そのような災害が、児童生徒が学校にいないとき（登下校時、校外学習、休日等）に発生したりすることなども想定されるため、市町、地域、保護者等と一層の連携を図り、地域ぐるみで災害への対策を講じることが必要となる。具体的には、保護者や警察等の関係機関、自治会等と連携した防災教室や避難訓練を積極的に開催すること、並びに、災害発生時の避難経路の確保や避難所の確認、保護者との連絡体制の確認などの情報の共有化を図るネットワークづくりを進めることが考えられる。また、各市町から避難所に指定された学校、あるいは、学区内に児童生徒、保護者、地域住民が避難をするような施設がある場合には、各市町防災担当課と計画的に連携会議等を開催し、学校と市町の連携を確認しておくことが考えられる。

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 H24 及び学校体育・健康教育・安全教育 H24

「Q3 大地震を想定した避難(防災)訓練の実施に当たりどのようなことを留意したらよいか。」及び

「Q6 大地震に備えての校内体制を整備するに当たり、どのようなことに留意したらよいか。」参照

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 学校体育・健康教育・安全教育 R4

「Q4 防災教育をさらに推進していきたいが、どのような工夫があるか。」参照

(4) 楽しく豊かな給食活動と食に関する指導の推進

児童生徒が親しみのもてる食事内容の多様化と栄養管理の充実、及び食事環境の整備や衛生管理の徹底により、楽しく豊かで安全・安心な給食活動の実現を図ることが大切である。

また、児童生徒一人一人が、毎日バランスのよい朝食を食べるなどの望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるようにするために、「食に関する指導の全体計画①及び②（年間指導計画）」を作成し、家庭や地域と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導の充実に努める必要がある。その際、学校給食を生きた教材として活用しながら様々な教科等と関連させた指導を行うことが求められる。

指導に際しては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等と適切な連携を図るよう努めることが大切である。

なお、学校給食委員会等の食育推進体制を確立したり、保護者、関係機関等と連携を図ったりすることなどにより、食中毒や誤えん事故の予防、食物アレルギー等に対して適切に対応をすることが望まれる。

【参考資料】

[学校体育・健康教育共通]

- ・「令和6(2024)年度 指導の指針」
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【中学校編】
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【小学校編】
- ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校 体育】【中学校 保健体育】
- ・「中学校学習指導要領解説 保健体育編、技術・家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」
- ・「小学校学習指導要領解説 体育編、家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」

[学校体育]

- ・「小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」HP版
- ・「柔道の未来のために 柔道の安全指導〔2020年 第5版〕」
- ・「運動部活動指導の手引き」
- ・「とちぎ元気キッズ サポートプログラム、チャレンジプログラム～投・走・跳の運動～」
- ・「学校体育実技指導資料第10集 器械運動指導の手引」
- ・「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引（三訂版）」
- ・「小学校低・中・高学年体育（運動領域）デジタル教材（※YouTubeへリンク）」
- ・「学校体育実技指導資料第9集『表現運動系及びダンス指導の手引き』」
- ・「学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引（三訂版）」
- ・「学校体育実技指導資料第7集『体づくり運動』（改訂版）」
- ・「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」
- ・「学校体育実技指導資料第8集『ゲーム及びボール運動』」
- ・「学校体育実技指導資料第1集『剣道指導の手引』 参考資料」

[学校保健]

- ・「保健教育における個別指導の考え方、進め方（中学校）」
- ・「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂版）」
- ・「薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）」
- ・「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」

・「保健教育の指導と評価 令和4年度版」	R05.3	日学保
・「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き 令和3年度改訂」	R04.3	日学保
・「学校保健の課題とその対応令和2年度改訂版」	R03.3	日学保
・「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料」＜小学校編R元改訂、中学校編R2改訂＞	R03.3	日学保
・「保健主事のための実務ハンドブック」	R03.3	日学保
・「学校における運動器検診ガイド」	R03.3	日学保
・「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	R02.3	県教委
・「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	R02.3	県教委
・「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」	H31.3	文科省
・「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）	H31.2	県教委
・「学校における麻疹対策ガイドライン（第2版）」	H30.4	文科省
・「とちぎの学校環境衛生管理」	H30.2	国感研
・「熱中症環境保健マニュアル2018」	H30.2	県教委
・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	H30.3	環境省
・「学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き」（平成28年度改訂）	H29.3	文科省
・「栃木県 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H29.3	県教委
・「児童生徒等の健康診断マニュアル（改訂版）」	H28.2	県教委
・「保健室経営計画作成の手引き（平成26年度改訂）」	H27.4	日学保
・「学校における子どもの心のケアサインを見逃さないために」	H27.2	日学保
・「子供たちを児童虐待から守るために～養護教諭のための児童虐待対応マニュアル～」	H26.3	文科省
・「学校における結核対策マニュアル」	H26.3	日学保
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H24.3	文科省
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H23.3	文科省
[学校給食・食に関する指導]		
・「食に関する指導の手引ー第2次改訂版ー」	H31.3	文科省
・「地場産物を活用した学校給食と学校における食育の推進のために」	H29.3	県教委
・「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	H29.3	文科省
・「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』（児童用・指導者用）」	H28.2	文科省
・「学校給食における食物アレルギー対応指針」	H28.2	文科省
・「食に関する指導実践事例集」	H27.3	文科省
・「学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー」	H26.10	県教委
・「学校給食における食中毒防止Q&A」	H23.3	日学保
・「食生活学習教材（生徒用・指導者用）」	H21.4	日学保
・「栄養教諭による食に関する指導実践事例集」	H21.3	文科省
・「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part1・Part2」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H20.3	文科省
[学校安全]		
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）」	H31.3	文科省
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	H30.2	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「竜巻防災教育プログラム」	H26.12	宇気象
・「学校における防災関係指導資料ー東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応ー」	H25.9	県教委
・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	H25.3	文科省
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	H24.3	文科省

8 特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

【方向性】

インクルーシブ教育システム推進に向け、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、合理的配慮の提供を踏まえた適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、児童生徒が自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養える指導体制づくりを進め、全ての教職員の理解と協力の下に、指導内容の改善・充実に努めることが求められている。

【課題】

(1) 児童生徒の自立や社会参画に向けた校内支援体制の充実

小学校・中学校学習指導要領では全ての教科において「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」について明記された。また、インクルーシブ教育の構築に向け、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害状態に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられている。

これらのことを踏まえ、特別支援教育の充実に向けた校長の方針を教育計画へ位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備する必要がある。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は一人一人の理解を深め、児童生徒の安心感を高める指導・支援に努めることが重要である。必要に応じて個別の教育支援計画を活用して、指導目標を焦点化し、児童生徒のうまくいっている状況を生かした指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善に努めることも大切である。

通級による指導においては、学級担任や保護者等との連携を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に作成し、学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成の規定に基づき、自立活動の指導の充実に努めることが重要である。個別の教育支援計画の作成・活用にあたっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図るよう努める。

(3) 「特別支援学級」における指導の改善・充実

特別支援学級は学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成に係る基本的な考え方を踏まえ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した特別の教育課程の編成を行うことが大切である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善を行うことが重要である。なお、個別の教育支援計画の作成にあたっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と支援に関する必要な情報の共有を図るよう努める。

(4) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習においては、障害の有無にかかわらず相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があるため、双方の教育的ニーズを十分把握し、効果的な活動を設定していく必要がある。全校体制の温かい雰囲気の中で適切に交流及び共同学習が進められることが大切である。

(5) 進路指導の充実及び切れ目ない支援体制の構築の推進

計画的な教育相談・進路相談を通して、児童生徒や保護者に対する十分な情報提供と意見聴取を行い、児童生徒が主体的に進路を選択できるよう、進路指導の充実に努める。

また、長期的な視点に立ち、**幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が必要**であることから、児童生徒又は保護者の意向を踏まえ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を**確実な引継ぎ**のツールとし、切れ目なく効果的な移行支援を受けることができるよう確実に引継ぎ、十分な連携を図ることが望まれている。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実にむけて～」	R03.6	文科省
・「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～『個別の教育支援計画』の作成と活用～」	R02.6	県教委
・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」	R02.3	文科省
・「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」	H31.3	総教セ
・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.2	県教委
・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	H29.3	文科省
・「通常の学級における特別支援教育『安心感を高める』指導・支援の充実」	H28.3	県教委

子どもたちの学びや成長を支える生涯学習

【方向性】

急激な社会の変化に伴い、子どもたちが予測困難な課題に直面しても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動することのできるよう、新たな学びへと進化することが期待されている。これからの学校と地域は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、子どもたちが未来の創り手となるために、必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて連携・協働していくことが重要である。

【課題】

(1) 生涯学習社会を担う子どもたちの育成

子どもたちが生涯にわたって能動的に学び続けていくためには、①生きて働く「知識及び技能の習得」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」の資質・能力の育成が求められている。特に、学校では質の高い学びや将来につながる学びの実現に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の改善を図っていくことが重要である。

さらに、知・徳・体の調和のとれた発達を促すためにボランティア活動や様々な体験活動を取り入れ、よりよい学習の成果を得、さらなる学習への関心を高めるなど、これからの時代を生き抜く力の育成につなげていくことが望ましい。

(2) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換

これまでの「開かれた学校」からさらに一歩進めて、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められている。この「地域とともにある学校」を実現するための有効なツールが「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」とされている。

「地域とともにある学校」の運営に備えるべき機能の一つとして、教職員と地域住民が目標やビジョンを共有するための「熟議（熟慮と議論）」が挙げられている。学校の実情に応じて、教職員と地域住民が「熟議」を重ね、子どもたちに関わるより多くの人の意見を取り上げていくことが大切である。（P25 Q&A参照）

(3) 「地域学校協働活動」に向けた取組

「地域学校協働活動」とは、地域の様々な人々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を行う活動である。学校と地域はパートナーとして、共に子どもを育て、共に地域を創るという理念に立ち、これまでの学校「支援」から「連携・協働」に発展させていくことが求められている。

より幅広い地域住民が、多様な活動に参画し「地域学校協働活動」を継続的に展開できるようにしていくために、例えば、教職員へのニーズ調査や年間計画への位置付けを行う他、学校支援ボランティアの控室の確保ができるとよい。また、学校と地域の実情に応じ、学校と地域の連絡調整を行う地域コーディネーターを複数人配置するなど、コーディネート機能を強化していくとともに、「地域学校協働本部」等の体制を整備していくことが不可欠である。

(4) 校内推進体制の充実

生涯学習の推進は学校経営・学校運営とも深く関わり、職務内容も多岐にわたることから、担当者の適正配置や校務分掌への適切な位置付けが必要である。また、地域とよりよい連携・協働を図っていくためには、教職員の十分な理解と体制づくりが求められる。

【参考資料】

・「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」	R05. 3	県教委
・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」	R02. 3	文科省
・「地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来」	H30. 3	文科省
・「小学校学習指導要領解説総則編 中学校学習指導要領解説総則編」	H29. 7	文科省
・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」	H27. 12	中教審